

[証券コード：8519]

平成29年12月29日

株 主 各 位

東 京 都 港 区 芝 一 丁 目 5 番 9 号

ポケットカード株式会社

代表取締役社長 渡 辺 恵 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年1月15日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年1月16日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。）
2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ソインビル西館1階
ベルサール三田
*** 開催場所が平成29年5月開催の定時株主総会と異なりますので、末尾の『株主総会会場のご案内』をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。**
3. 目 的 事 項
決 議 事 項
第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.pocketcard.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を行う理由

平成29年11月15日付当社プレスリリース「伊藤忠商事株式会社の完全子会社である株式会社G I T及び株式会社ファミリーマートの完全子会社である株式会社ビーエスエスによる当社の株券に対する共同公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の完全子会社である株式会社G I T（以下「G I T」といいます。）及び株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」といいます。）の完全子会社である株式会社ビーエスエス（以下「B S S」といいます。以下G I T及びB S Sを総称して「公開買付者ら」といいます。）は、平成29年10月2日から平成29年11月14日までの30営業日を買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、平成29年11月21日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、G I Tは、当社株式7,079,361株（当社の総株主の議決権の数に対する議決権所有割合（以下「議決権所有割合」といいます（注）。）：9.05%（小数点以下第三位を四捨五入。議決権所有割合の算出について、以下同じです。））を、B S Sは、当社株式7,079,360株（議決権所有割合：9.05%）を、それぞれ所有するに至りました。

（注）議決権所有割合とは、当社が平成29年10月12日に公表した「平成30年2月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「当社第2四半期決算短信」といいます。）に記載された平成29年8月31日現在の発行済株式総数（79,323,844株）から当社第2四半期決算短信に記載された当社が所有する自己株式数（1,073,921株）を除いた株式数（78,249,923株）に係る議決権の数（782,499個）に対する割合をいいます。

平成29年8月3日付当社プレスリリース「伊藤忠商事株式会社の完全子会社である株式会社G I T及び株式会社ファミリーマートの完全子会社による当社の株券に対する共同公開買付け（予定）に関する意見表明のお知らせ」（以下「当社平成29年8月プレスリリース」といいます。）及び平成29年9月29日付当社プレスリリース「伊藤忠商事株式会社の完全子会社である株式会社G I T及び株式会社ファミリーマートの完全子会社である株式会社ビーエスエスによる当社の株券に対する共同公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、伊藤忠商事及びファミリーマートは、経営環境変化が激しく競争環境が厳しさを増すクレジットカード業界において、当社が新たな事業領域を開拓・展開していくために

は、当社を非公開化した上で迅速且つ機動的な意思決定を行い得る経営体制を構築するとともに、資金面やコンプライアンス面等で引き続き株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）の協力を得つつも、伊藤忠商事及びファミリーマートが当社の経営に関してより積極的な支援を行い、伊藤忠商事が有する国内外の企業ネットワークやファミリーマートが有する国内最大級のコンビニエンスストア（以下「CVS」といいます。）店舗網に代表される、伊藤忠商事及びファミリーマートがそれぞれ保有する経営資源を当社が一層緊密かつ有効に活用できる環境を提供することが有用であるとの認識に至ったとのことであり、公開買付者らが、東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場している、伊藤忠商事及びファミリーマートが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式並びに三井住友銀行が所有する当社株式を除く当社株式（以下「本公開買付対象株式」といいます。）の全てを公開買付者らが取得することにより、当社の株主を、GITとその完全親会社である伊藤忠商事（以下これら2社を総称して「伊藤忠商事ら」といいます。）及びBSSとその完全親会社であるファミリーマート（以下これら2社を総称して「ファミリーマートら」といいます。）並びに三井住友銀行の合計5社の全部又は一部のみとして当社を非公開化した後（以下当該非公開化後の当社の株主を総称して「本主要株主ら」といいます。）、当社に対する伊藤忠商事ら及びファミリーマートら並びに三井住友銀行の議決権の保有割合をそれぞれ46%、34%、20%（以下これらを総称して「最終議決権保有割合」といいます。）とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）を通じて、当社の株主を本主要株主らのみとすることによって、当社の自主性を尊重しつつ、環境変化に適応した施策を速やかに立案し実行する迅速かつ機動的な経営体制を構築することが可能と考えたとのことです。

また、競争環境が厳しさを増すクレジットカード業界においてお客様に選んでいただけるカードを目指すには、短期的な収益にとらわれない、中長期的な施策等を行っていくことが必要と考えたとのことです。具体的にはカード獲得・利用に関する各種プロモーション施策の展開や、伊藤忠商事のネットワークを活用した新規提携カードの拡大等を考えており、これには初期コスト負担が発生することが想定され、また、既存カード事業の周辺事業への取り組みも、今後フィンテック関連技術等への先行投資を含め中長期的な視点で展開していくことが想定されたとのことです。そのため、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得られない可能性があるため、当社の株主を本主要株主らのみとすることにより、迅速な意思決定プロセスの構築が不可欠との判断に至ったとのことです。

このような認識の下、伊藤忠商事及びファミリーマートは、平成29年4月上旬、当社に対して、当社の株主を本主要株主らのみとして当社を非公開化し、本主要株主らの当社に対する議決権の保有割合を最終議決権保有割合とすることに向けた具体的な協議・検討を始めることについて、初期的な申し入れを行いました。その後、平成29年5月上旬から7月上旬にかけて、伊藤忠商事及びファミリーマートは、当社に対する買収監査を実施するとともに、両社のフィ

ナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）並びに伊藤忠商事及びファミリーマートの各法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所及び森・濱田松本法律事務所によるアドバイスを受けながら、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針を含め、本取引の実施の是非及び条件並びに取引手法等について初期的な検討を行いました。その結果、平成29年6月上旬、伊藤忠商事及びファミリーマートは、当社を非公開化し、当社の株主を本主要株主らのみとした上で、当社に対する本主要株主らの議決権の保有割合を最終議決権保有割合とすることにより、伊藤忠商事及びファミリーマートと当社との連携関係を更に強化することが、当社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至ったということです。

そこで、伊藤忠商事及びファミリーマートは、平成29年6月7日付で、当社に対し、本取引の目的及び意義並びに実施の方法及び条件の概要について提案を行いました。

なお、伊藤忠商事及びファミリーマートは、本取引の具体的な実施方法及び当社株式の取得価格その他の条件について、三井住友銀行との間で、平成29年5月上旬から7月上旬まで、数次にわたり協議を重ね、その過程において、平成29年6月上旬に、三井住友銀行から、同社の当社に対する議決権の保有割合を20%とするための方策として、同社が所有する当社株式のうち、当社に対する議決権の保有割合が20%を超えることとなる株式については、当社がその全てを確実に自己株式として取得できるよう当社による自己株式取得の方法（以下「本自己株式取得」といいます。）が提案されるとともに、かかる自己株式取得における取得価格（以下「本自己株式取得価格」といいます。）として想定される条件が示され、検討が行われました。

当社の属するクレジットカード業界は、足下ではカード決済範囲の拡大及びEコマースの成長等による市場規模の拡大が進み、また平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向け官民共同でキャッシュレス化が促進される等、継続的な成長が見込まれています。加えて、平成18年以降、経営上の課題となっていた利息返還請求も沈静化の兆しが見える等、事業環境は改善傾向にあります。一方、金融制度の規制緩和に伴い、クレジットカード業界は、業態の垣根を越えた合併や銀行との業務提携、異業種からの参入等、業界再編が急速に進展しております。また、金融分野の技術革新のスピードは速く、足下でもApple Payやその他非接触決済サービス、ドングル型の決済端末等、様々な取り組みが進められており、少子高齢化に伴う国内市場の縮小等も相まって、業界内の競争環境は今後厳しさを増していくものと予想されます。

上記のとおり、事業環境の中、当社におきましても、本取引検討前より、今後の更なる企業価値の向上を図るためには、早急に独創的で付加価値の高い商品・サービスを提供していく必要があると考えました。また、当社においては、ファミマTカード事業が当社の営業収益の過半を占めるようになっており、サークルKサンクス店舗のファミリーマート店舗へのブランド転換が実施され、ファミリーマートが国内最大級のCVS店舗網を有しているという状況の中、当社の成長戦略において、今後は同事業がいっそう中核となりつつあり、そのため、伊藤

忠商事及びファミリーマートとの連携強化により独創的な商品・サービスを提供する体制をいち早く構築し、既存の成長モデルを越えてビジネスを発展していくことが重要な課題であるとの認識に至りました。

このような認識の下、当社が厳しい事業環境のなかで企業価値を高めるためには、当社と伊藤忠商事及びファミリーマートが同一の視点から柔軟に戦略を立案し、迅速かつ統一された意思決定のもとで事業運営を行い、変化する事業環境及び顧客ニーズに先んじて対応していくことが必要であり、伊藤忠商事及びファミリーマートの迅速な意思決定や経営資源を法人間の垣根なく実施・相互活用できる発展的な体制の構築、各社の企業価値を安定的かつ持続的に発展させるためには、伊藤忠商事及びファミリーマートが合算して議決権の過半数を持つ関係のもとでの経営を実現する必要があるとの結論に至りました。加えて、ファミマTカードは、当社の事業戦略において重要な位置を占めるカードであり、引き続き当該カード事業の発展的な拡大を目指す上でも伊藤忠商事及びファミリーマートとの関係強化は不可欠と考えております。

上記のような中長期に亘る諸施策は、相応の先行投資・支出が必要になるなかで、先行投資による企業価値の向上（業績の向上）に繋がるかどうかについては不確実性も伴います。そのため、各種施策や方向性が必ずしも資本市場から評価を受けられるとは限らず、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性も否定できないため、成果として株主の期待に添えかねない可能性もございます。

以上により、当社は、本公開買付けを含む本取引を行うことが、株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、不確実性が伴う抜本的な諸施策を機動的かつ迅速に実行するうえで有用であり、変化の大きな事業環境に対応し、中長期的な視点での当社の事業戦略の実現に資するものであると判断するに至りました。

上記のとおり、当社は、平成29年4月上旬に、当社の株主を本主要株主らのみとして当社を非公開化し、当社に対する本主要株主らの議決権所有割合を最終議決権保有割合とすることに向けた具体的な協議・検討を始めることについて、初期的な申し入れを受けた後、当社は、当社及び本主要株主らから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてPwCアドバイザリー合同会社（以下「PwC」といいます。）を、当社及び本主要株主らから独立したリーガル・アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所をそれぞれ選任し、更に、当該提案を検討するための当社の諮問機関として平成29年6月9日に独立した第三者委員会を設置いたしました。また、平成29年7月10日に当社に対して本公開買付けを含む本取引について正式に提案を受けた後、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を含む本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件について、本格的な協議・検討を進めて参りました。

本取引の諸条件のうち公開買付価格については、伊藤忠商事及びファミリーマートのフィナ



ンシャル・アドバイザーである野村證券からは、伊藤忠商事及びファミリーマートと、本取引において少数株主と同じく売主としての利害関係を有する三井住友銀行との間で、独立当事者として自己株式取得価格の交渉を進め、本公開買付価格は、本自己株式取得価格と同額であり、また、提案の公開買付価格は、過去の公開買付事例との比較においても遜色ないプレミアムが付された水準であり、更には当時の当社株式の東証一部における過去10年（平成19年以降）の最高値である1,050円を上回る金額であることから、少数株主に配慮した十分な価格であるとの説明を受けました。

その上で、当社は、鳥飼総合法律事務所から受けた法的助言、並びにPwCから平成29年8月2日付で取得した当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容及び当該内容に関する同社からの説明を受けながら、かかる本公開買付けの提案に対する当社としての取り組み方や、伊藤忠商事、ファミリーマート及び当社に生じるシナジー効果をもたらす持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上について検討を進めて参りました。加えて、上記第三者委員会から平成29年8月3日に提出された答申書（以下「平成29年8月答申書」といいます。）の内容（詳細については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「（3）当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項」の「④ 当社における独立した第三者委員会の設置及び意見（答申書）の入手」に記載のとおりです。）も最大限尊重しながら、本取引について慎重に協議及び検討を行いました。なお、第三者委員会より受領をした平成29年8月答申書では、本取引を行うことは、当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

当社は、平成29年8月3日開催の当社取締役会において、本株式価値算定書の内容及び鳥飼総合法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した平成29年8月答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討をいたしました。また、本公開買付価格である1株当たり1,072円について協議をした結果、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「（2）端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、本公開買付価格は、当社の株主の皆様にとって不利益ではないものとの判断に至りました。

その結果、(i) 本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii) 本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、また、(iii) 本公開買付けに係る手續の公平性は確保されており、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、当社の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対

し、本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本公開買付けが開始される時点で改めて本公開買付けに関する意見表明を行う旨の決議を行いました。

その後、当社は、公開買付者らから、公開買付者らにおける日本及び海外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、公開買付者らは、平成29年8月3日付「ポケットカード株式会社（証券コード：8519）の株券に対する共同公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「公開買付者ら平成29年8月プレスリリース」といいます。）で公表したその他の前提条件が充足されることを前提として、平成29年10月2日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項」の「④ 当社における独立した第三者委員会の設置及び意見（答申書）の入手」に記載のとおり、当社が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成29年8月3日付で当社の取締役会に答申した内容に変更がないか否かを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を取締役会に対し述べるよう諮問いたしましたところ、第三者委員会は、当該諮問に対して検討を行った結果、平成29年9月28日、当社の取締役会に対して、平成29年8月3日付で答申した内容に変更がない旨の答申書（以下「平成29年9月答申書」といいます。）を提出いたしました。かかる意見を踏まえ、当社は、平成29年9月29日開催の当社取締役会において、平成29年8月3日開催の当社取締役会以降の環境変化等を踏まえて、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

このような経緯を経て本取引が進められてまいりましたが、公開買付者らは、本公開買付けにより、本公開買付対象株式の全てを取得できませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、伊藤忠商事及びファミリーマートから要請を受けたことから、当社といたしましては、上記の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、当社の株主を本主要株主らのみとするために、下記「2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容」に記載のとおり、株式の併合を実施することといたしました。具体的には、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式5,557,600株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

なお、本株式併合により、本主要株主ら以外の株主の皆様の新株の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。かかる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(1) 端数処理の方法に関する事項」に記載のとおり、その合計数に相当する株式を、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

## 2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容

### (1) 併合の割合

当社株式について、5,557,600株を1株に併合いたします。

### (2) 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成30年2月6日

### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

56株

## 3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、5,557,600株を1株に併合するものです。上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主を本主要株主らのみとすることを目的として行われるものであり、同記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

### (1) 端数処理の方法に関する事項

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、本主要株主ら以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である平成30年2月5日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,072円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

### (2) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項



端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、上記「(1) 端数処理の方法に関する事項」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である平成30年2月5日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,072円を乗じた金銭の額となる予定です。

本公開買付価格につきましては、下記「(3) 当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、PwCから取得した本株式価値算定書上の市場株価法による算定結果の上限を上回り、配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定結果の上限に近い価格であること、また、当社平成29年8月プレスリリースの公表日である平成29年8月3日時点での過去10年間（平成19年以降）の最高値である1,050円を上回る水準であり、当社平成29年8月プレスリリースの公表日の前営業日である平成29年8月2日の当社株式の東証一部における終値711円及び平成29年8月2日を基準日とする過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値単純平均値に対して44.28%から59.76%のプレミアムを加えた金額となっており、直近の他社の公開買付事例と比較しても遜色ない水準であることが、それぞれ認められます。また、伊藤忠商事及びファミリーマートは、本取引において少数株主と同じく売主としての利害関係を有する三井住友銀行との間で、独立当事者として交渉を進め、その結果、本自己株式取得価格が合意されたとのことであり、それと同額の本公開買付価格は、当社の株主の皆様の利益を反映したものと認められます。以上より、当社取締役会は、上記の交渉の背景、本株式価値算定書の算定結果、及び過去10年間の当社株価の推移等を勘案し、本公開買付価格は当社の株主の皆様にとって不利益ではないものと判断いたしました。

以上のことから、当社は、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

### （3）当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項

本日現在、当社は公開買付者ら、伊藤忠商事及びファミリーマートの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、伊藤忠商事及びファミリーマートが合計で当社株式32,869,000株（所有割合42.00%）を保有する大株主であり、当社取締役のうち1名が伊藤忠商事の金融・保険部門長を、1名がファミリーマートの取締役及びBSSの代表取締役社長をそれぞれ兼務していること、当社の監査役のうち1名が伊藤忠商事の情報・金融カンパニーCFOを、1名がファミリーマートの上席執行役員をそれぞれ兼務していること等から、利益相反のおそれがあることを勘案し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。なお、以下の記載のうち、公開買付者ら、伊藤忠商事及びファミリーマートにおいて実施した措置については、伊藤忠商事及びファミリーマート

から受けた説明に基づくものです。

① 伊藤忠商事及びファミリーマートにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

伊藤忠商事及びファミリーマートは、本公開買付価格の決定にあたり、本主要株主ら及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。伊藤忠商事及びファミリーマートは野村證券から平成29年8月2日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、伊藤忠商事及びファミリーマートは、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。なお、野村證券は本主要株主ら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、伊藤忠商事及びファミリーマートから提示された本公開買付価格（当社株式1株当たり1,072円）に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び本主要株主らから独立した第三者算定機関であるPwCより、平成29年8月2日付で、本株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、PwCは、当社及び本主要株主らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。PwCは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式について市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDDM法を用いて、当社の1株当たり株式価値の算定を実施しています。なお、類似会社比較法については、当社との事業内容や収益性の類似性における制約に鑑み、最終的な評価手法としては採用しておりません。上記手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

|       |              |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 671円から743円   |
| DDM法  | 786円から1,112円 |

市場株価法では、平成29年8月2日を算定基準日として、東証一部当社株式の基準日終値711円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値743円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値724円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値671円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値

の範囲を、671円から743円と算定しております。

DDM法では、当社が作成した当社の事業計画（平成30年2月期から平成34年2月期までの5年間）、直近までの業績の動向、現在及び将来の収益予想を前提として、当社が平成30年2月期第2四半期以降において創出すると見込まれる株主に帰属するキャッシュフローを、株主資本コストに基づく割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を、786円から1,112円と算定しております。割引率については、8.5%から9.7%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を1.6%としております。なお、DDM法の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。

（単位：百万円）

|              | 平成30年<br>2月期（注1） | 平成31年<br>2月期 | 平成32年<br>2月期 | 平成33年<br>2月期 | 平成34年<br>2月期 |
|--------------|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 営業収益         | 29,261           | 40,862       | 42,889       | 44,486       | 45,882       |
| 営業利益<br>（注2） | 4,494            | 8,000        | 9,302        | 9,795        | 10,688       |
| 当期純利益        | 2,900            | 5,345        | 6,249        | 6,590        | 7,325        |

（注1）平成29年6月から平成30年2月までの9ヶ月間。

（注2）前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、足下において、利息返還請求の減少の兆しがみえていること等から、平成30年2月期及び平成31年2月期において利息返還関連費用の大幅な減少を見込んでおり、大幅な増益を見込んでいます。また、当該事業計画は本公開買付けの実行を前提としたものではありません。

（注3）上記の財務予測の作成に際しては、本取引の実行後の諸施策により実現が期待される効果は含まれておりません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の独立した法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けております。なお、同法律事務所は当社及び本主要株主らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における独立した第三者委員会の設置及び意見（答申書）の入手

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成29年6月9日、当社及び本主要株主らから独立した外部有識者である松本真輔氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所）及び久島満洋氏（公認会計士、山田ビジネスコンサルティング株式会社）並びに当社の社外取締役である長谷一雄氏（弁護士、長谷一雄法律事務所）から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更をしておりません。）、第三者委員会に対し、(a)本取引の目的が正当性・合理性を有するか、(b)本取引に係る手続の公正性が確保されているか、(c)本取引の取引条件の正当性・妥当性が担保されているか及び(d)本取引を行うことが当社の少数株主にとって不利益ではないか（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。第三者委員会は、平成29年6月9日より平成29年8月1日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、当社及び本主要株主らより第三者委員会に提供された資料及び情報に基づき上記(a)ないし(d)の事項を中心に総合的な検討を慎重に行ったとのこと。第三者委員会は、かかる検討を前提として、平成29年8月3日、当社取締役会に対して、以下の(i)ないし(iv)のとおり検討及び評価をした結果、本取引を行うことは、当社の少数株主にとって不利益ではないものと考えとする内容の平成29年8月答申書を提出しております。

(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本諮問事項(a)）

当社は、デビット・プリペイド・電子マネー等、クレジット以外の決済手段の拡大・浸透、フィンテックの進展による決済市場の急激な変化、少子高齢化による国内市場の縮小により、事業環境が厳しさを増していく中で、キャッシング事業からショッピング事業への収益構造の転換を進めており、ファミリーマートと共同発行しているファミマTカードが当社のショッピング事業の牽引役として極めて重要であり、ま

た、他の既存事業においても伊藤忠商事及びファミリーマートの出資先又は取引先企業の割合が高い。これらのことからすれば、本取引により伊藤忠商事及びファミリーマートとの営業上の関係を強化し、ファミマTカード事業の安定化、及び更なる拡大、伊藤忠商事グループ企業とのビジネスの拡大、グループ内競合企業からの防衛を図ることは合理的である。また、今後、クレジット以外の決済手段の拡大・浸透、フィンテックの進展による決済市場の変化、少子高齢化による国内市場の縮小により競争が激化することが見込まれることからすれば、本取引により今後、新たな金融サービス・フィンテック・海外事業を推進するための備えをしておくことも合理的である。本取引は、これらのシナジー等の獲得を目的とするものであり、当社の将来的な企業価値の維持・向上に資するものと考えられることから、本取引の目的は正当性・合理性を有するものと認められる。

(ii) 本取引に係る手続の公正性（本諮問事項(b)）

本取引は、株主の適切な判断機会の確保という観点から、取引を実施するに至ったプロセス等の充実した開示、取締役が取引に関して有する利害関係の内容の充実した説明への対応がなされていることに加え、公開買付け後のスクイーズアウトに際して反対する株主に対する株式買取請求権が認められ、スクイーズアウトの場合の価格は公開買付価格と同一とし、これらは開示資料等において明らかにされる予定である。

また、意思決定過程における恣意性の排除という観点から、第三者委員会に対する取引の是非及び条件についての諮問、及び、その答申を十分に尊重した本取引に係る意思決定、本取引に関する議題について特別の利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認、意思決定方法等に関し、独立した法務アドバイザーから助言の取得及びその名称の開示、当社における独立した第三者算定機関から株式価値算定書の取得、伊藤忠商事及びファミリーマートにおける独立した第三者算定機関から株式価値算定書の取得といった対応がなされ、又は、なされることが予定されている。なお、当社において取得した独立した第三者算定機関の株式価値算定書の前提とする事業計画及び算定方法・結果には、特に不合理な点は認められない。

更に、価格の適正性を担保する客観的状況の確保という観点からは、本公開買付けの買付け等の期間（以下「本公開買付期間」という。）は30営業日と比較的長期間に設定されており、当社と公開買付者らとの間で対抗者が当社との接触等を行うことを制限する合意は一切行っていないことから、他の買付者からの買付機会を確保するための対応を行っているものと認められる。

なお、本公開買付けにおいては、マジョリティ・オブ・マイノリティに関連する買付予定数の下限の設定は予定されていないとのことであるが、本取引においては、上



記で検討した通り、他の対応により手続の公正性が十分に確保されていると考えられることや、後述の通り、取引条件の正当性・妥当性も担保されていると考えられることから、それをもって直ちに当社の少数株主の利益を害することになるものではないと考える。

加えて、本自己株式取得の適法性・妥当性について、前述の通り、本取引は、当社の企業価値の維持・向上を目的とした取引であること、後述の通り、本取引の条件の正当性・妥当性は担保されており、少数株主の不利益になるものではないこと、代替取引として自社株公開買付けを行うことは現実的ではなく、三井住友銀行が売却を予定している当社株式の全てを確実に取得し、また、本公開買付けに応募された株券等の数及び本非公開化手続の効力発生後における当社の発行済株式数（但し、同時点における当社の自己株式数を控除した数をいう。）を確定的に把握した後に当社による本自己株式取得を行う方法の方が、確実に最終議決権保有割合を実現できること等からすれば、専ら三井住友銀行のみに税務上のメリットを与えることを目的として殊更に本自己株式取得の方法を採用したものではないことは明らかであり、株主平等原則の違反・潜脱には当たらず、その趣旨にも反しないものと考えられる。

また、自社株公開買付けを行い、法人株主である少数株主にも税務上のメリットを享受する機会を与えることが望ましいとの考え方もあり得るが、自己資本比率や今後の資金調達のことを勘案すると、自社株公開買付けを行うことは現実的には困難であるとのことであり、第三者委員会としても、自社株公開買付けを行うことは現実的ではないと判断した。以上によれば、本取引の手続に係る公正性は確保されているものと認められる。

### (iii) 本取引の取引条件の正当性・妥当性の担保（本諮問事項(c)）

近時の判例は、一般に公正と認められる手続により公開買付けが行われ、その後に株式会社が買付け等の価格と同額で全部取得条項付種類株式を取得した場合には、取引の基礎となった事情に予期しない変動が生じたと認めるに足る特段の事情がない限り、裁判所は、上記株式の取得価格を上記公開買付けにおける買付け等の価格と同額とするのが相当であると判示している。同判例の前提とする取引と本取引は異なるが、基本的に同様の考え方が当てはまるものと考えられるところ、本取引は、上記(ii)の通り、「一般に公正と認められる手続」により本公開買付けが行われるものと考えられ、従って、本公開買付け価格は公正な価格であると考えられる。

また、伊藤忠商事及びファミリーマートと三井住友銀行の交渉は、平成29年6月上旬から7月上旬まで、伊藤忠商事及びファミリーマートと、本取引において少数株主と同じく売主としての利害関係を有する三井住友銀行との間で、数次にわたる協議を

経ており、本自己株式取得価格は、かかる独立当事者間の交渉が行われた結果、合意された価格であるとのことであり、それと同額の本公開買付価格は、株主の利益を十分に反映した価格となっているものと考えられる。

更に、本公開買付価格は、本株式価値算定書上の市場株価法による算定結果の上限を上回り、DDM法による算定結果の上限に近い価格である。

本公開買付価格のプレミアムの水準は、平成29年7月7日を基準とする1ヶ月平均株価（746.3円）に対して43.6%、3ヶ月平均株価（701.3円）に対して52.9%、6ヶ月平均株価（651.0円）に対して64.7%のプレミアムを付した水準であり、平成29年8月答申書の提出日である平成29年8月3日時点での過去10年間（平成19年以降）の最高値である1,050円を上回る水準であり、また、平成28年1月1日以降で平成29年7月7日までに終了している公開買付案件の平均値（1ヶ月平均に対して41%、3ヶ月平均に対して45%、6ヶ月平均に対して44%）及び中央値（1ヶ月平均に対して34%、3ヶ月平均に対して40%、6ヶ月平均に対して37%）をいずれも上回る水準であって、直近の事例と比較しても遜色ないことが認められる。

以上より、本公開買付価格、それと同額とすることが予定されている本株式併合において1株未満の端数を有する株主に交付される金銭の額及び本自己株式取得価格は、正当性・妥当性が担保されているものとする。

#### (iv) 少数株主にとっての不利益（本諮問事項(d)）

本諮問事項(a)ないし(c)について、いずれも問題があるとは考えられないことは、上記(i)ないし(iii)で述べた通りであることから、本取引を行うことは、当社の少数株主にとって不利益ではないものとする。

また、当社は、本公開買付けの開始にあたり、当社が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成29年8月3日付で当社の取締役会に答申した内容に変更がないか否かを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を取締役会に対し述べるよう諮問いたしました。第三者委員会は、当該諮問に対して検討を行った結果、平成29年9月28日、当社の取締役会に対して、(a)本件取引の目的の正当性・合理性について、当社の業況や本取引を取り巻く事業環境等に重大な変化は見られないことから、平成29年8月答申書の本取引の目的の正当性・合理性に係る意見を変更する必要はなく、(b)本件取引の手の公正性については、当社は、PwCより改めて当社の株式価値算定書を取得する予定はないとのことであるが、事業計画の変更を要する事業環境の変化、当社の業況の変化等はなく、当社の市場株価も平成29年8月3日における本取引の公表後、本公開買付けの買付予定価格である1,072円を若干下回る水準まで上がって以降安定して

いることや、重要事実の公表もなされていないこと等から、本算定書に影響し得る事情はないとのことであり、改めて当社の株式価値算定書を取得しないことは特に手続の公正性を失わせるものではないと考えられること等によれば、当社は、平成29年8月3日以降の手続を公正に行い、又は行う予定であり、平成29年8月答申書の本取引の手続の公正性に係る意見を変更する必要はないものと認められ、(c)平成29年8月3日付で公表された本取引の条件から本公開買付けの開始日及び共同買付者が決定したこと以外の重要な条件に変更はないとのことであり、当社の業況や本取引を取り巻く事業環境等に重大な変化は見られないことからすれば、平成29年8月答申書の本取引の取引条件の正当性・妥当性に係る意見を変更する必要はないものと認められ、(d)以上の通り、上記(a)ないし(c)の意見はいずれも変更の必要はないと認められることから、平成29年8月答申書の、本取引を行うことが当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨の意見も、変更の必要はないものと認められる旨の平成29年9月答申書を提出いたしました。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、平成29年8月3日開催の当社取締役会において、本株式価値算定書の内容及び鳥飼総合法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討をいたしました。その結果、(i)本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii)本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、また、(iii)本公開買付けに係る手続の公平性は確保されており、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成29年8月3日開催の当社の取締役会において、社外取締役である加藤修一氏及び玉巻裕章氏を除く全ての取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本公開買付けが開始される時点で改めて本公開買付けに関する意見表明を行う旨の決議を行いました。

また、当社は、公開買付者らから、公開買付者らにおける日本及び海外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、公開買付者は、公開買付者ら平成29年8月プレスリリースで公表したその他の前提条件が充足されることを前提として、平成29年10月2日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、平成29年8月3日開催の当社取締役会以降の環境変化等を踏まえて、改めて本公開買付けについ

て検討をした結果、本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、平成29年9月29日開催の当社取締役会において、社外取締役である加藤修一氏及び玉巻裕章氏を除く全ての取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の社外取締役である加藤修一氏は伊藤忠商事の金融・保険部門長を、玉巻裕章氏はファミリーマートの取締役及びB S Sの代表取締役社長をそれぞれ兼務しているため、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議には一切参加しておらず、当社の立場において伊藤忠商事及びファミリーマートとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、上記取締役会には、当社の監査役4名のうち、常勤監査役である佐野秀一氏及び独立社外監査役である山下泰子氏が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の社外監査役のうち、木島賢一氏は伊藤忠商事の情報・金融カンパニーC F Oを、齋藤泰壽氏はファミリーマートの上席執行役員をそれぞれ兼務しているため、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議には一切参加しておりません。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者らは、本公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しているとのことです。公開買付者らは、本公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者ら以外の者にも対抗的な買付等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図しているとのことです。また、当社は、伊藤忠商事ら及びファミリーマートらとは、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しています。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(i) 本公開買付け

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者らは、平成29年10月2日から同年11月14日までの30営業日を公開買付期間とする当社株式に対する本公開買付けを実施しました。その結果、平成29年11月21日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、G I Tは、当社株式7,079,361株（議決権所有割合：9.05%）を、B S Sは、当社株式7,079,360株（議決権所有割合：9.05%）を、それぞれ所有するに至りました。

(ii) 剰余金の配当

当社は、平成29年4月13日開催の取締役会において、平成29年2月28日を基準日、平成29年5月11日を効力発生日として、当社株式1株当たり5円（配当の総額391,252,200円）の剰余金の配当（平成29年2月期期末配当）を行う旨を決議し、これを実施いたしました。

(iii) 自己株式の消却

当社は、平成29年12月14日開催の取締役会において、平成30年2月5日付で当社の所有する自己株式1,073,921株（平成29年8月31日時点で当社が所有する自己株式の全部）を消却することを決議いたしました。消却後の当社の発行済株式の総数は、78,249,923株となります。



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 第1号議案のとおり、本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である平成30年2月6日に当社株式の発行可能株式総数を56株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は14株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）乃至第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である平成30年2月6日に効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第5条（条文省略）<br><br>（発行可能株式総数）<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>158, 150, 000株</u> とする。<br><br><u>（単元株式数）</u><br>第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 | 第1条～第5条（現行どおり）<br><br>（発行可能株式総数）<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>56株</u> とする。<br><br>（削除） |



This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

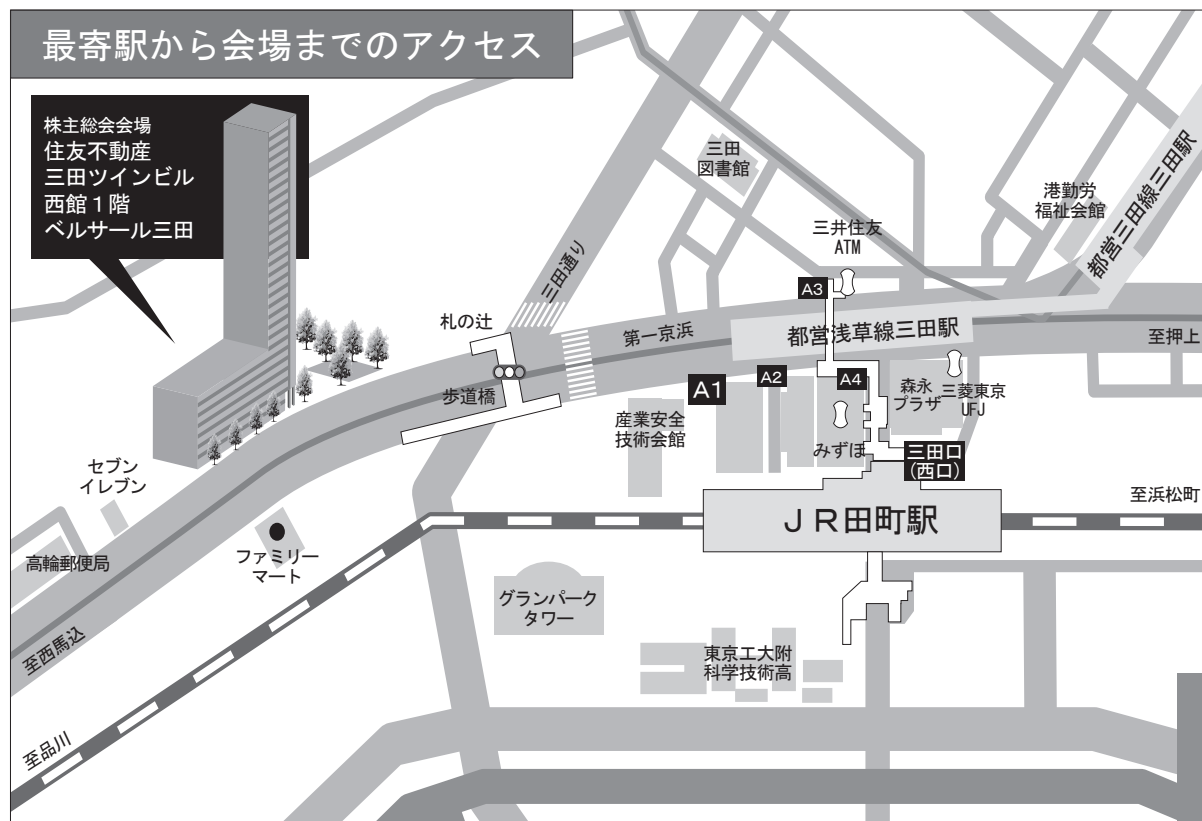
[illegible]

# 株主総会会場のご案内 問合せ先 03-5441-3450（当社代表）

住友不動産三田ツインビル西館 1 階 ベルサール三田  
東京都港区三田三丁目 5 番27号

開催場所が平成29年 5 月開催の定時株主総会と異なります。ご注意ください。

## 最寄駅から会場までのアクセス



## 交通機関

J R 山手線・京浜東北線 田 町 駅 三田口（西口）徒歩 8 分  
都営浅草線・三田線 三 田 駅 A 1 出口徒歩 6 分

駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮ください。